

り、人々義理にうとく利欲にさとくなる程に、仁義の道すたれて、風俗日に下りゆくこそうたて覺ゆれ。もとよりのやしき身にて、一代の風教を維持せんとすとも、わが力およぶべき事にあらねば、ひとへに蚍蜉の樹を撼がし、精衛が海を填るに似たるべし。さはいへど民を憂へ衆を濟ふも、吾儒分内のことなれば、是を度外に置べきにもあらず。いかなれば世に老師宿儒と稱する人の、好みて異説を肆にし、又は他道をまじへて、仁義五常の沙汰をばよそにすることうけられぬ。たゞ務て新奇を競うて俗耳を快うし、時好に投ずるなるべし。いと口惜き事なり。古人のいはゆる阿世曲學とは、是等をいふなるべし。よし人はさもあらばあれ、縦ひ風俗はむかしにあらずなりぬとも、わが身ひとつはもとのごとく、仁義の道を守りつゝ、前脩の模範を失はじと思ふこそ、責て儒となりぬるしるしともいふべけれ。然るにあらたまの春の始とて、人は皆已かじ、身の福を萬代といはふ中に、我はひとり仁義五常に心をよせて、いづもかはらず目出たき物は此道なりとて、かくなん筆を試るならし。

此春も變らでゆかん七十あまり五つの道の奥をたづねて享保十七壬子のとし正月二日、鳩巢の翁駿臺の草の庵にして筆をとる。

一、尾張宗春侯の儀室鳩巢來狀

此間尾張の御沙汰方々に申慣し候。新君一器量有之と存候條目など承候。家中に被出候其趣向の紙面も、頃日流布仕候。いまだ見不申候得共、皆尤成事と聞え申候。近日才覺仕可申候。たゞ城下に遊女町・狂言・芝居など、新き御取立の事難心得奉存候。國の繁昌を第一に被成故と存候。左様の事にて繁昌いたし候は、大に風俗を害し、衰微の本に可成候。腐儒など料簡には及不申候。其御地へも段々相聞可申候。以上。正月九日

右尾張様御條目數十箇條。溫知政要外題有之別録に載之。松姫君様御連枝宗春公也。

一、林家一族壬子元旦の作

林家父子孫四人、今年歳旦の作左に記之。

壬子元旦 林大學頭信充

太平有象感天真。瑞露祥雲和氣新。恩澤流行老吾老。八千

春色祝靈椿。宗文今歳八十九歳故云爾。

同前 林 信 智

雲霞春動綺城前。東海晴波搖百川。更識和風來五鳳。神漿先下中興年。甘露一名神漿

五鳳・甘露漢宣帝年號。史以宣帝爲漢中興主。中興中去聲。

同前 林大内記信篤

五絶並稱虞世南。貞觀文化遠相賈。恩袍風暖老無事。八十九齡百不堪。

萬壽全書曰。虞世南有五絶。文皇稱之。余亦八十九歳。故云爾。

同前 林 信 言 十一歳

漏聲催曉捲書帷。壽酒獻酬霞入卮。植物無情悉萌動。人間何不發新知。

愚謂。松雲公八旬の御時、信篤七十九歳奉八十壽賀。今茲公御存命なれば九十歳也。林氏の詩に感ずる所あつて記之。去歳冬東都甘露降ると云。執政安藤氏の宅に降て、其樹枝を折て朝に至る。布衣以上の官人を召て酒宴を賜

ふ。林氏の所詠は是を云。

東都の人甘露を詠する發句とて告來る。如左。からき世に間違てふる甘露かな

一、加賀藩の長壽者

今茲壬子正月、本藩九十歳以上扶持米被下候。内別て長壽の者如左。

- 九十九歳 能州珠洲郡笹波村百姓與十郎母 つな
- 九十七歳 能州鳳至郡綱又村百姓九右衛門母 いわ
- 九十六歳 能州鹿島郡四柳村百姓與三助母 とら
- 九十六歳 能州羽咋郡古江村百姓仁助母 いわ
- 九十六歳 能州鳳至郡堀越村百姓權兵衛母 いわ
- 九十六歳 能州珠洲郡熊谷村百姓助作母 ふく
- 九十六歳 賀州河北郡南森下村頭振 吉兵衛

金澤城下荒町に住せる梅村宗榮と云者、去年辛亥十一月晦日卒す。元和年中の生にて百三十歳許と云。竹田市三郎殉死の時、介錯の手づたひ仕候者に付、竹田掃部よりも扶持せる也。享保十三年以來御扶持米も被下之候。愚按に元和元年乙卯の生にしては百十七歳也。